

兵高教組

確定速報9号

2012年11月29日 調査情報26号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

12確定闘争**「行革」カット緩和(月例給、一時金)****現給保障維持、55歳昇給停止させず、休暇制度も前進**

11月28日、高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は県教委との最終交渉を行いました。全県から寄せられた4909筆の署名を力に、「行革」による賃金カットを5年の約束である今年度で終了させるよう、徹底して県教委を追及しました。当局から最終的に提案された賃金カット緩和は不十分ですが、現給保障廃止や55歳昇給停止などをさせず、また自宅の住居手当は年度内は据え置きとさせ、今年度の賃下げをさせませんでした。休暇制度も一定前進回答を引き出しました。

高教組拡大闘争委員会は、組合加入を大いにすすめ強く大きな高教組にしていくことを確認し、仮妥結を決定しました。

県教委最終回答の内容**賃金・諸手当**

給料表・一時金
今年度改定なし

「行革」による賃金カット

給料月額のカット率緩和：
一般職員に限り、2013年1月～2014年3月の間次のように緩和

役職加算10%者 ... 3%を 2.8%に
 " 5%者 ... 2.8%を 2.6%に
 加算なしの職員 ... 2.5%を 2.3%に

一時金の役職加算率抑制の緩和：
今年度6月・12月分を次のように緩和
5%加算者... (抑制措置で4%を) 5%に
10%加算者... (" 6%を) 8%に

15%加算者... (" 7.5%を) 9.5%に
20%加算者... (" 10%を) 12%に
役職加算のない若年層...0.038月分加算

自宅に係る住居手当

今年度は改定なし 2013年4月廃止
人事委員会勧告：条例公布の日から月額500円に引下げ、来年度廃止

現給保障

今年度は廃止せず 来年度改めて協議

昇給・昇格制度の見直し

今年度は実施せず 来年度改めて協議
人事委員会勧告：55歳超職員は標準の成績では昇給停止・高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減

勤務実績の給与への反映

勤勉手当の取扱いは現行通り 来年度改めて協議(詳細は組合役員におたずね下さい)

通勤経路に明石海峡大橋を含む場合の通勤手当の改善

交通用具を使用し明石海峡大橋を通る場合：
手当額の増額...通勤距離に応じた額に、垂水ICから淡路IC間のETC割引適用後の料金を合わせた額を、1月あたり5万5千円まで全額支給。

- ・2013年度末まで、5万5千円を超えた場合2万円を上限に超えた額の1/2を加算し合計7万5千円を上限に支給。
- ・明石海峡大橋に接続するその他の高速道路区間については一般の高速道路と同様に現行通り2万円を上限に特別料金等加算で措置。
- ・大鳴門橋についても同様の取扱い。

高速バスを使用し明石海峡大橋を通過して通勤する場合：

現行では定期券で行われている通勤認定について、バスの運行状況・職員の通勤実態を考慮した上で適当と認められる場合は回数券で通勤認定を行うことができることとする

2013年1月1日より実施。

休暇制度等**介護のための離職再採用**

- ・介護休暇取得からの継続要件廃止
- ・介護休暇の期間延長についても手続きを簡略化

ボランティア休暇

学校教育法に規定する学校等以外(保育所等)のPTA活動も要件に加える

臨時的任用教員の2級適用要件

常勤講師としての期間18年以上を16年以上に緩和

勤務時間の適正化

勤務時間の適正化対策プランをさらに一層実効あるものとするためこれまでの取組を踏まえて新対策プランを策定して取り組ませていただきたい

高教組独自要求への回答**勤務の割り振り**

現行の枠組みと運用では4週間の期間の終わりに緊急に生じた業務等で割振変更が極めて困難との強い意見要望をもらっている。

この点について広く実態把握に努め、併せて、勤務時間の適正化の視点も加える中で、教職員の服務管理と勤務時間の割振変更制度がどうあるべきかしっかり研究してまいりたい

定時制の日々研修

普段の授業期間中の勤務時間内においては本来業務があるなかでとりわけ自宅での研修を承認することについては適当でないとの考えから2012年3月30日の通知(原則として定時制における授業期間中に行う自宅での職専免研修は承認しないものとする)の通知を行った。

しかしながら、2002年の文科省通知は自宅での研修を禁止しているわけではないことから、本県における定時制高校の教員の勤務と研修のあり方について改めて研究する必要がある、通知後の現場の状況等をさらに把握してまいりたい

他の要求項目を含め、独自要求については継続課題とする

- ・休暇制度(病休クーリング期間等)
- ・旅費予算の確保
- ・時間講師の賃金改善等
- ・臨時講師等の同一校勤務制限
- ・業者模試、週休日の補習

他

兵高教組

確定速報9号

2012年11月29日 調査情報26号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

12確定闘争**「行革」カット緩和(月例給、一時金)****現給保障維持、55歳昇給停止させず、休暇制度も前進**

11月28日、高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は県教委との最終交渉を行いました。全県から寄せられた4909筆の署名を力に、「行革」による賃金カットを5年の約束である今年度で終了させるよう、徹底して県教委を追及しました。当局から最終的に提案された賃金カット緩和は不十分ですが、現給保障廃止や55歳昇給停止などをさせず、また自宅の住居手当は年度内は据え置きとさせ、今年度の賃下げをさせませんでした。休暇制度も一定前進回答を引き出しました。

高教組拡大闘争委員会は、組合加入を大いにすすめ強く大きな高教組にしていくことを確認し、仮妥結を決定しました。

県教委最終回答の内容**賃金・諸手当**

給料表・一時金
今年度改定なし

「行革」による賃金カット

給料月額のカット率緩和：
一般職員に限り、2013年1月～2014年3月の間次のように緩和

役職加算10%者 ... 3%を 2.8%に
 " 5%者 ... 2.8%を 2.6%に
 加算なしの職員 ... 2.5%を 2.3%に

一時金の役職加算率抑制の緩和：
今年度6月・12月分を次のように緩和
5%加算者... (抑制措置で4%を) 5%に
10%加算者... (" 6%を) 8%に

15%加算者... (" 7.5%を) 9.5%に
20%加算者... (" 10%を) 12%に
役職加算のない若年層...0.038月分加算

自宅に係る住居手当

今年度は改定なし 2013年4月廃止

人事委員会勧告：条例公布の日から月額500円に引下げ、来年度廃止

現給保障

今年度は廃止せず 来年度改めて協議

昇給・昇格制度の見直し

今年度は実施せず 来年度改めて協議

人事委員会勧告：55歳超職員は標準の成績では昇給停止・高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減

勤務実績の給与への反映

勤勉手当の取扱いは現行通り 来年度改めて協議(詳細は組合役員におたずね下さい)

通勤経路に明石海峡大橋を含む場合の通勤手当の改善

交通用具を使用し明石海峡大橋を通る場合：
手当額の増額...通勤距離に応じた額に、垂水ICから淡路IC間のETC割引適用後の料金を合わせた額を、1月あたり5万5千円まで全額支給。

- ・2013年度末まで、5万5千円を超えた場合2万円を上限に超えた額の1/2を加算し合計7万5千円を上限に支給。
- ・明石海峡大橋に接続するその他の高速道路区間については一般の高速道路と同様に現行通り2万円を上限に特別料金等加算で措置。
- ・大鳴門橋についても同様の取扱い。

高速バスを使用し明石海峡大橋を通過して通勤する場合：

現行では定期券で行われている通勤認定について、バスの運行状況・職員の通勤実態を考慮した上で適当と認められる場合は回数券で通勤認定を行うことができることとする

2013年1月1日より実施。

休暇制度等**介護のための離職再採用**

- ・介護休暇取得からの継続要件廃止
- ・介護休暇の期間延長についても手続きを簡略化

ボランティア休暇

学校教育法に規定する学校等以外(保育所等)のPTA活動も要件に加える

臨時的任用教員の2級適用要件

常勤講師としての期間18年以上を16年以上に緩和

勤務時間の適正化

勤務時間の適正化対策プランをさらに一層実効あるものとするためこれまでの取組を踏まえて新対策プランを策定して取り組ませていただきたい

高教組独自要求への回答**勤務の割り振り**

現行の枠組みと運用では4週間の期間の終わりに緊急に生じた業務等で割振変更が極めて困難との強い意見要望をもらっている。

この点について広く実態把握に努め、併せて、勤務時間の適正化の視点も加える中で、教職員の服務管理と勤務時間の割振変更制度がどうあるべきかしっかり研究してまいりたい

定時制の日々研修

普段の授業期間中の勤務時間内においては本来業務があるなかでとりわけ自宅での研修を承認することについては適当でないとの考えから2012年3月30日の通知(原則として定時制における授業期間中に行う自宅での職専免研修は承認しないものとする)の通知を行った。

しかしながら、2002年の文科省通知は自宅での研修を禁止しているわけではないことから、本県における定時制高校の教員の勤務と研修のあり方について改めて研究する必要がある、通知後の現場の状況等をさらに把握してまいりたい

他の要求項目を含め、独自要求については継続課題とする

- ・休暇制度(病休クーリング期間等)
- ・旅費予算の確保
- ・時間講師の賃金改善等
- ・臨時講師等の同一校勤務制限
- ・業者模試、週休日の補習 他

兵高教組

確定速報9号

2012年11月29日 調査情報26号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

12確定闘争**「行革」カット緩和(月例給、一時金)****現給保障維持、55歳昇給停止させず、休暇制度も前進**

11月28日、高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は県教委との最終交渉を行いました。全県から寄せられた4909筆の署名を力に、「行革」による賃金カットを5年の約束である今年度で終了させるよう、徹底して県教委を追及しました。当局から最終的に提案された賃金カット緩和は不十分ですが、現給保障廃止や55歳昇給停止などをさせず、また自宅の住居手当は年度内は据え置きとさせ、今年度の賃下げをさせませんでした。休暇制度も一定前進回答を引き出しました。

高教組拡大闘争委員会は、組合加入を大いにすすめ強く大きな高教組にしていくことを確認し、仮妥結を決定しました。

県教委最終回答の内容**賃金・諸手当**

給料表・一時金
今年度改定なし

「行革」による賃金カット
給料月額のカット率緩和：
一般職員に限り、2013年1月～2014年3月の
間次のように緩和

役職加算10%者 ... 3%を 2.8%に
 " 5%者 ... 2.8%を 2.6%に
 加算なしの職員 ... 2.5%を 2.3%に

一時金の役職加算率抑制の緩和：
今年度6月・12月分を次のように緩和
 5%加算者... (抑制措置で4%を) 5%に
 10%加算者... (" 6%を) 8%に

15%加算者... (" 7.5%を) 9.5%に
 20%加算者... (" 10%を) 12%に
 役職加算のない若年層...0.038月分加算

自宅に係る住居手当
今年度は改定なし 2013年4月廃止
人事委員会勧告：条例公布の日から月額
 500円に引下げ、来年度廃止

現給保障
今年度は廃止せず 来年度改めて協議

昇給・昇格制度の見直し
今年度は実施せず 来年度改めて協議
人事委員会勧告：55歳超職員は標準の成
 績では昇給停止 ・高位の号給から昇格
 した場合の給料月額の増加額を縮減

勤務実績の給与への反映

勤勉手当の取扱いは現行通り 来年度改めて
協議(詳細は組合役員におたずね下さい)

通勤経路に明石海峡大橋を含む場合の通
勤手当の改善

交通用具を使用し明石海峡大橋を通る場合：
手当額の増額...通勤距離に応じた額に、垂水
ICから淡路IC間のETC割引適用後の料
金を合わせた額を、1月あたり5万5千円まで
全額支給。

- ・2013年度末まで、5万5千円を超えた場合2
万円を上限に超えた額の1/2を加算し
合計7万5千円を上限に支給。
- ・明石海峡大橋に接続するその他の高速道
路区間については一般の高速道路と同様
に現行通り2万円を上限に特別料金等加算
で措置。
- ・大鳴門橋についても同様の取扱い。

高速バスを使用し明石海峡大橋を通過
通勤する場合：
現行では定期券で行われている通勤認定につ
いて、バスの運行状況・職員の通勤実態を考
慮した上で適当と認められる場合は回数券で
通勤認定を行うことができることとする

2013年1月1日より実施。

休暇制度等**介護のための離職再採用**

- ・介護休暇取得からの継続要件廃止
- ・介護休暇の期間延長についても手続きを簡
略化

ボランティア休暇

学校教育法に規定する学校等以外(保育所
等)のPTA活動も要件に加える

臨時的任用教員の2級適用要件

常勤講師としての期間18年以上を16年以上
に緩和

勤務時間の適正化

勤務時間の適正化対策プランをさらに一層実
効あるものとするためこれまでの取組を踏まえ
て新対策プランを策定して取り組ませていた
きたい

高教組独自要求への回答**勤務の割り振り**

現行の枠組みと運用では4週間の期間の終
わりに緊急に生じた業務等で割振変更が極め
て困難との強い意見要望をもらっている。

この点について広く実態把握に努め、併せ
て、勤務時間の適正化の視点も加える中で、
教職員の服務管理と勤務時間の割振変更制度
がどうあるべきかしっかり研究してまいりた
い

定時制の日々研修

普段の授業期間中の勤務時間内においては
本来業務があるなかでとりわけ自宅での研修
を承認することについては適当でないとの考
えから2012年3月30日の通知(原則として定
時制における授業期間中に行う自宅での職専
免研修は承認しないものとする)の通知を行っ
た。

しかしながら、2002年の文科省通知は自宅
での研修を禁止しているわけではないことか
ら、本県における定時制高校の教員の勤務と
研修のあり方について改めて研究する必要が
あり、通知後の現場の状況等をさらに把握し
てまいりたい

他の要求項目を含め、独自要求については継続課題とする

- ・休暇制度(病休クーリング期間等)
- ・旅費予算の確保
- ・時間講師の賃金改善等
- ・臨時講師等の同一校勤務制限
- ・業者模試、週休日の補習 他